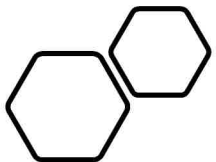


別紙

京都芸術センターにおけるアート×ビジネス推進事業 実施概要



1. 施設概要

(1) 京都芸術センターとは

京都市における芸術の総合的な振興を目指して開設された創造・発信拠点
(実施事業)

- 芸術作品の制作、舞台芸術の練習等を行うための施設提供
- 芸術に関する情報提供
- 市民と芸術家、芸術家相互の間の交流促進 など

(2) 建物概要

- ・建物構造：鉄筋コンクリート造
 - 西館：地上2階建（地下1階）
 - 北館：地上3階建
 - 南館：地上3階建（一部4階建）
- ・敷地面積：4,387.00㎡
- ・延床面積：5,209.35㎡



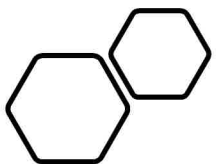
講堂



大広間



制作室



2. アート×ビジネス推進事業の概念図（企業等向け説明）

(1) 元小学校をオフィススペースとしてご提供

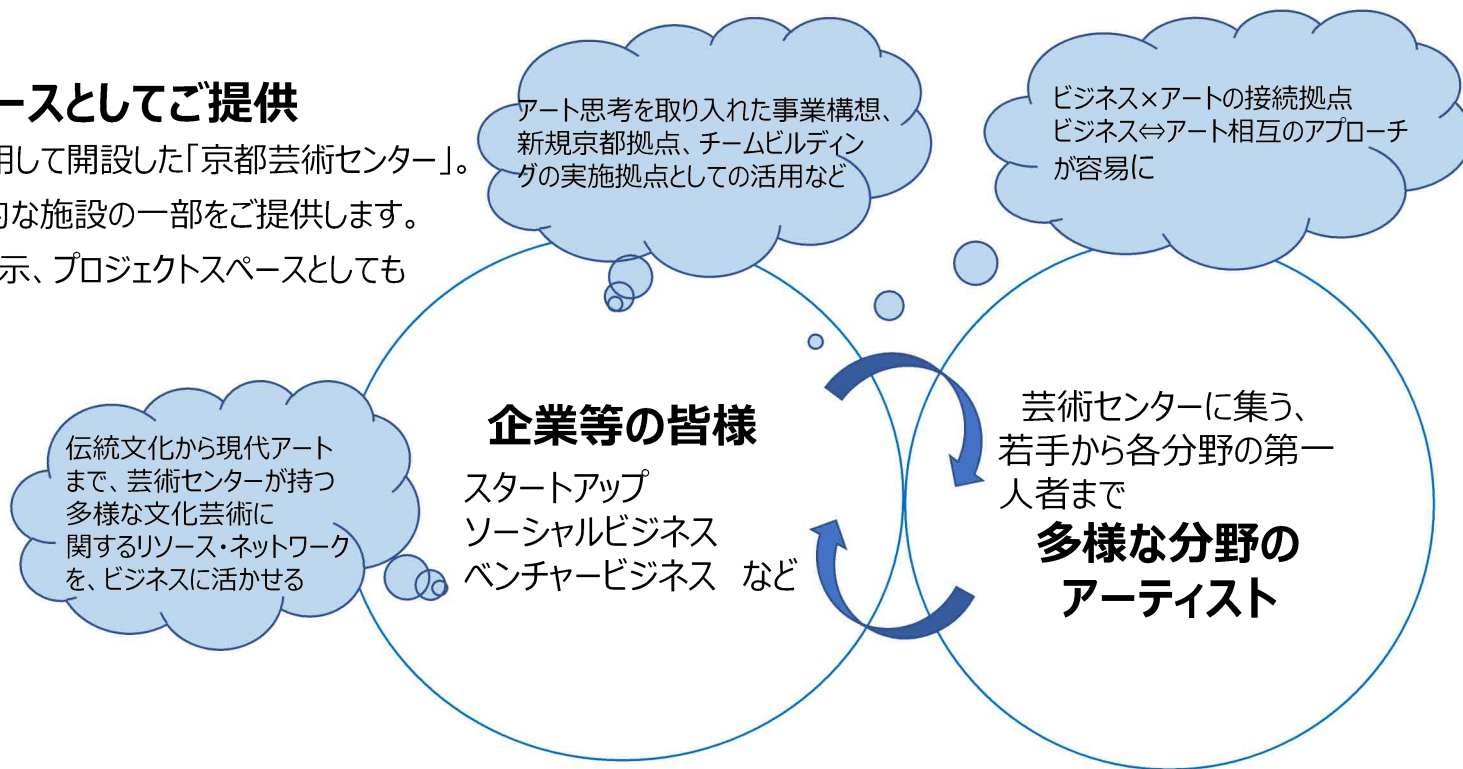
明治2年開校の元明倫小学校を活用して開設した「京都芸術センター」。
国の有形文化財に登録された歴史的な施設の一部をご提供します。
オフィスとしての利用のほか、交流、展示、プロジェクトスペースとしても活用可能です。



芸術センター外観



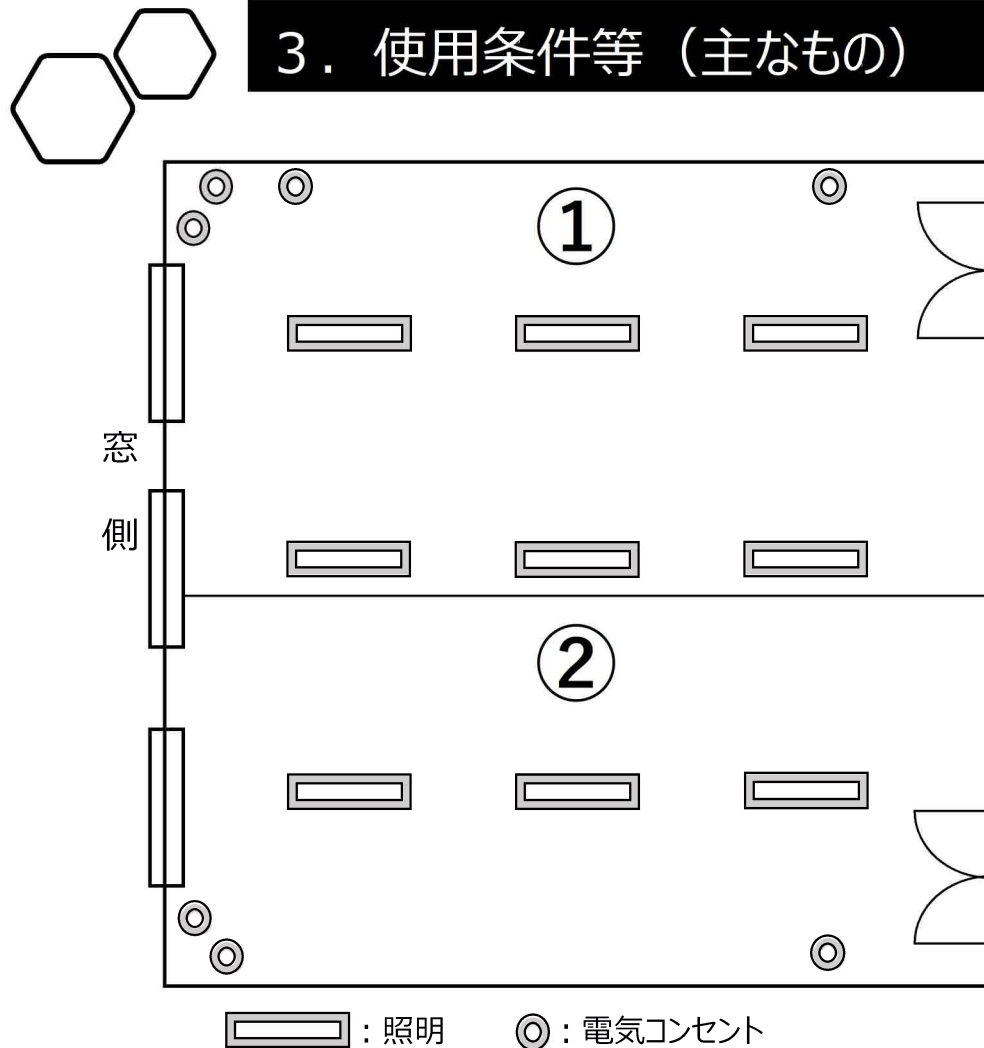
元明倫小学校
昭和6年竣工時



(2) 芸術センターならではの交流機会・場所を創ります。

企業とアーティストとの交流イベント、ワークショップ、アートとビジネスの接点を探るセミナーやプログラム等を
適宜企画・実施し、ご参加いただけます（原則無料）

3. 使用条件等（主なもの）



☞ **貸出面積：1区画 25～30㎡**

- ・全8区画（※）を貸出。
- ※1部屋（旧小学校教室）を2区画として貸出区画を設定。
- ・複数区画の利用希望はご相談ください。

☞ **月間使用料：約7.5万円**

貸出面積による市基準に基づく試算額です。

☞ **利用時間：24時間利用可**

☞ **利用可能期間：最短3か月～最長5年間**

☞ **設備：照明、空調、電気コンセント(40A以下)**

電話、インターネット等その他の設備は入居時要相談

☞ **入居時負担：入居後の内装整備**

☞ **その他負担：光熱水費（実費）など**

☞ **その他、入居いただいた皆様のメリット等**

- ・大広間、講堂、和室等の利用
（利用にあたっては一定の条件がございます。）
- ・企業とアーティストとの交流イベントやワークショップ、アートとビジネスの接点を探るセミナー等へのご参加
- ・芸術センターが実施する文化事業へのご参加 など